

関西学院大学 研究成果報告

2020年12月21日

関西学院大学 学長殿

所属：司法研究科
職名：教授
氏名：池田 直樹

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	<input checked="" type="checkbox"/> 特別研究期間 <input type="checkbox"/> 自由研究期間 <input type="checkbox"/> 大学共同研究 <input type="checkbox"/> 個人特別研究費 <input type="checkbox"/> 博士研究員 ※国際共同研究交通費補助については別様式にて作成してください。
研究課題	環境リスク論と環境紛争における権利論
研究実施場所	国内（関西学院大学上ヶ原キャンパス）
研究期間	2020年4月1日-2020年9月19日（春学期）

◆ 研究成果概要（2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

別紙報告書記載の「環境訴訟としての義務付け訴訟のポテンシャル～都計法監督処分義務付け訴訟を題材に」は、行政事件訴訟法改正に伴って導入された非申請型義務付け訴訟の環境事件における実効的な救済手段としての活用可能性について論じたものである。平成16年の行政事件訴訟法改正後、いまだ非申請型義務付け訴訟で義務付けが認容された事例は3例しかない中、本件論文はまだ本格的な評釈や検討が行われていない神戸地判平成31年4月16日判決をその判決および訴訟記録に沿って分析したものである。

これまで重大な損害要件とそれに対する裁判所の硬直的な解釈が、行政事件訴訟法改正による救済手段の多様化の期待に反して、義務付け訴訟の活用を阻んできた。しかし、一旦訴訟要件をクリアして本案の違法性が認定されれば、行政において「違法状態を放置する」裁量は認めがたい。本件判決においては斜面地の安全性が十分に調査検討されないまま開発許可がなされたことについて、裁判所が斜面地の安全対策の工事を事業者に命ずることを宝塚市に命じたことで、住民らのリスクから保護される「権利ないし法的利益」が守られることになる。

以上の分析にあたっては、先行業績（義務付け訴訟に関する論文、行政事件改正時時の制度設計に関する論文等）を分析したうえで、これまでの環境型の義務付け訴訟の事例をほぼ全例を調査し、特に本案判断にまで進んだ13件については論文内でも個別に要約、分析を行った。先行研究では、抽象的命令とその差戻機能や裁量論に踏み込んだ先行研究はまだ数えるほどしかなく、その点にお

いて具体的事例に基づく新たな研究成果を付け加えたものと自負している。なお、上記研究成果を生かして、控訴審判決（大阪高裁令和2年12月2日）を受けて、裁判所が抽象的な措置の義務付け命令を行って具体的な措置内容の確定を行政に委ねる一種の行政過程への「差戻し機能」を発揮すれば、不十分だったリスクの更なる専門的調査やリスク拡大の防止対策など、十分な救済の役割を果たすことになる点に焦点を当てた続編を準備中である。

次に「解体アスベスト問題をめぐる事業者・行政・住民の三面関係のけん制力～解体アスベスト神戸地裁判決の批判的検討」は、神戸地判平成31年4月16日（上記と日付が同じだが別判決）を題材に、民事上の平穏生活権（不合理なリスクから保護されるべき権利）の活用を検討したものである。判決のみならず訴訟記録の検討を通じて、事実即して、判決では結果的に否定された行政の不作为の違法性や、住民の平穏生活権に基づく救済の展開可能性を論じたものであり、本件判決をめぐり最初の本格的な分析論文である。

研究手法・内容としては、近年、環境分野で議論が活発に行われている平穏生活権についての一連の大塚直論文を詳細に検討したうえで本件事案に応用してみて、平穏生活権を活用するために避けて通れない、①リスクの客観化、②救済を正当化するための受忍限度を超える違法性の判断基準、③さらに平穏生活権を主張するための地域における許容できない「リスク」のレベルを特定し、それを主張・援用しうる地域住民の適格性の絞り込み（地域でのリスクコミュニケーションへの実施・参加によって地域において守るべきリスクについての共同利益性が生まれていること）について論じた。特に③については、主観的利益としての平穏生活権の要保護性を正当化するために、それらが地域社会共通の共同利益となっていることを要件とするもので、議論としては未成熟なものではあるが、私益と公益との間に私法によって保護救済されるべき「共益」を想定し、平穏生活権による救済可能性を拡大しようと試みている。

以上の研究と並行して、行政手続法改正によって導入された「処分等の求め」についての実態研究を進めた。これは第1の「義務付け訴訟」に至るまでに、違法な事態が存在するとき、行政の適正な権限行使による違法の是正という権限発動を促す市民の手続的参加権であり、平成26年改正で導入されたものである。

まず総務省「行政手続法の施行状況に関する調査結果」（平成27年度）についての情報公開を行い、どのような法律に基づく違法事案についてどのような申立と対応がなされているのかを行政調査に対する行政庁の回答の情報公開を通じて調査した（国の機関については研究期間中、地方については研究期間後）。2020年12月2日にあった私的な研究会（環境法律家連盟主催ウェブセミナー、北村善宣上智大教授など研究者、実務法曹、行政関係者ら約20名が参加）において中間的な成果を発表しているが、さらなる情報公開請求なども必要であるため、まだ研究成果としてはまとまっておらず、来年度の「法と政治」に投稿する予定である。

最後に、この間、神戸における大型石炭火力発電所建設をめぐり気候変動への寄与リスクを前提とした環境影響評価書確定通知取消訴訟と民事の建設差止訴訟提起されていることから、気候変動と平穏生活権（安定気候享受権）ならびにCO2排出と市民の行政事件訴訟法上の原告適格性、気候変動に即した新たなアセス省令の適時適切な構築義務などについても、神戸大学島村健教授らとの検討を進めてきたところである。

以上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

※個人特別研究費：研究費支給年度終了後2ヶ月以内 博士研究員：期間終了まで

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。

以上